



# 再犯防止に係る住まい支援

---

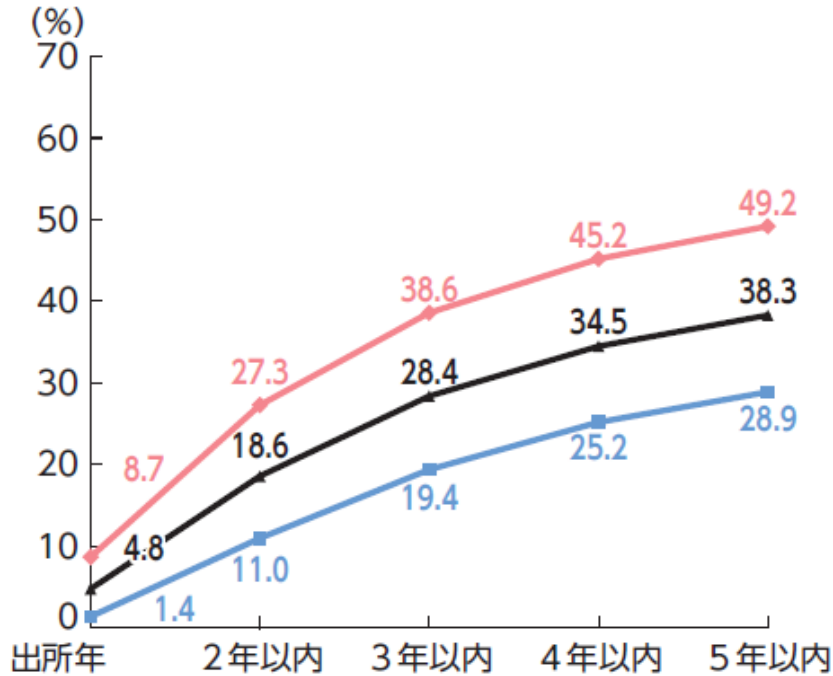
東京保護観察所  
社会復帰対策班

# 出所受刑者の累積再入率

## 出所受刑者の出所事由別再入率

① 5年以内

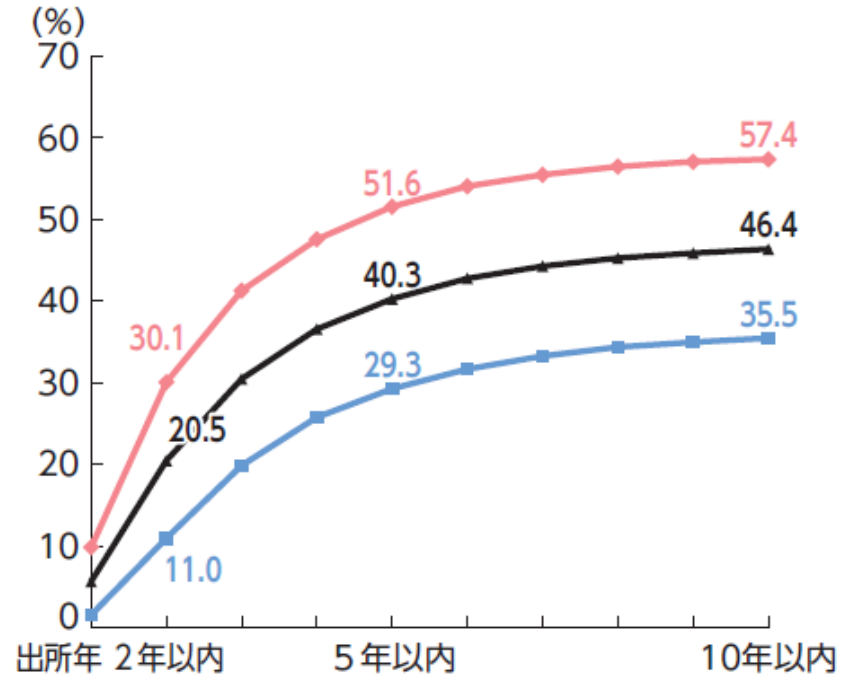
(平成24年)



◆ 満期釈放 (12,763人)    ■ 仮釈放 (14,700人)  
 — 総数 (27,463人)

② 10年以内

(平成19年)



◆ 満期釈放 (15,465人)    ■ 仮釈放 (15,832人)  
 — 総数 (31,297人)

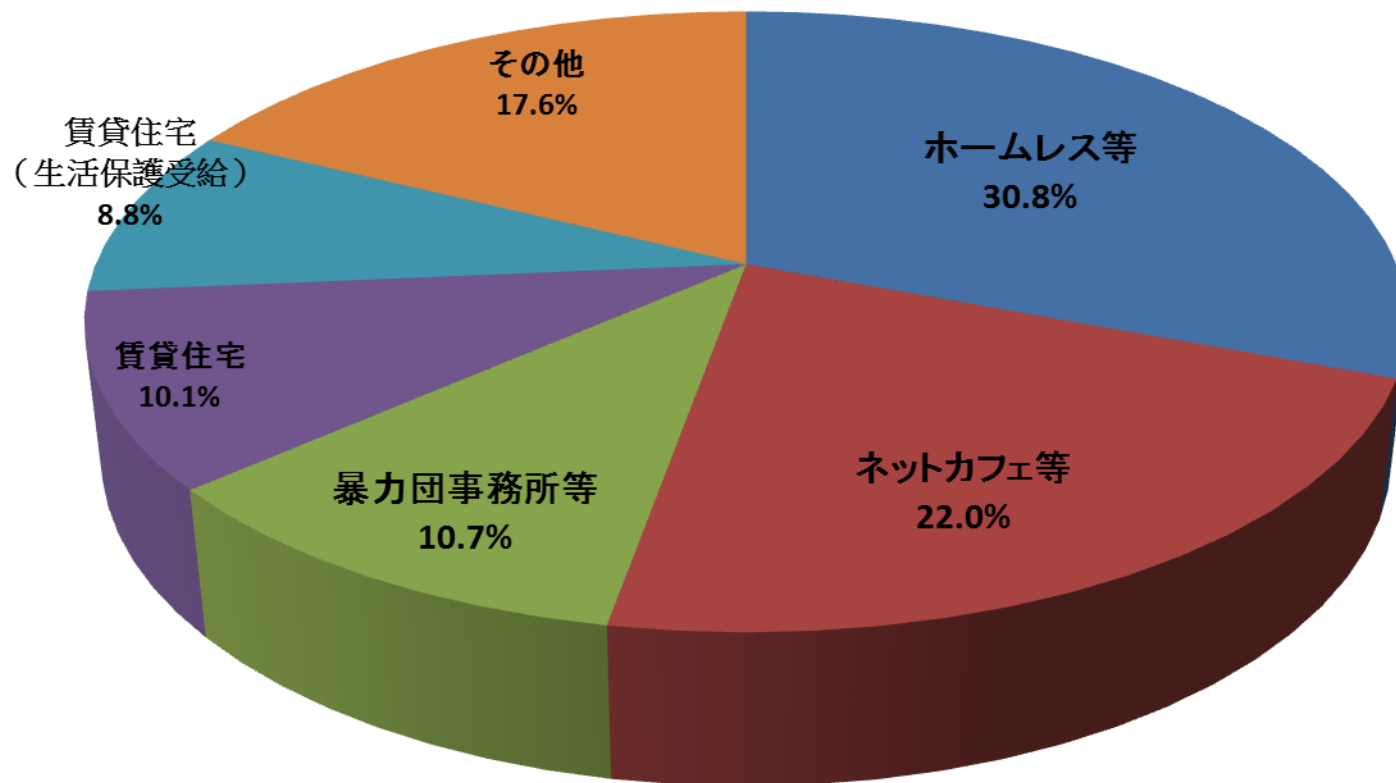
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。

3 「再入率」は、①では平成24年の、②では19年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から28年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

# 帰宅先がないまま満期出所した者の再犯時の生活状況

(平成25年法務省調査)

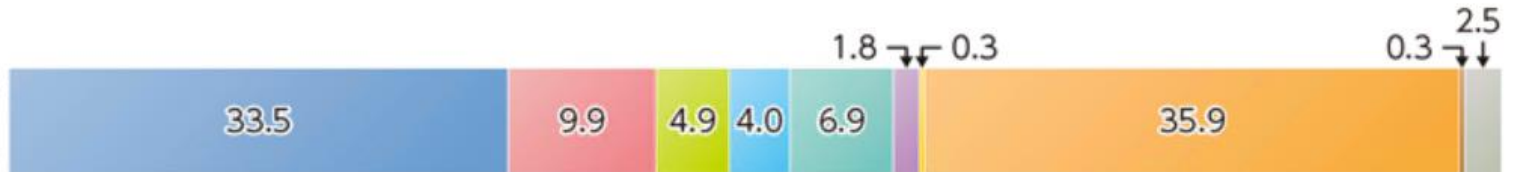


# 出所受刑者の帰住先別構成比(出所事由別)

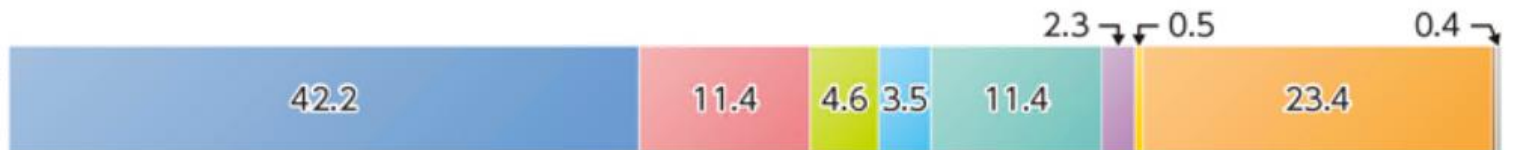
(令和元年)

## ① 仮釈放

仮釈放  
(全部実刑)  
(10,442)

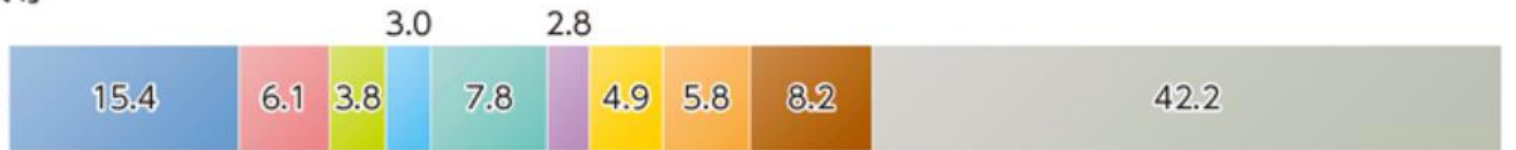


仮釈放  
(一部執行猶予)  
(1,198)

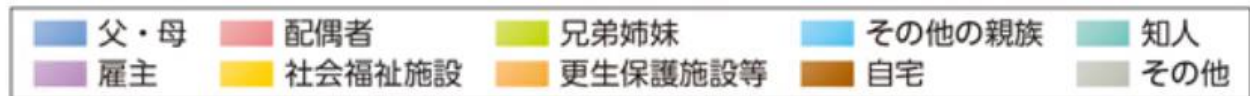


## ② 満期釈放等

満期釈放  
(8,018)



一部執行猶予の  
実刑部分の刑期終了  
(295)



(令和元年版 犯罪白書 2-4-2-10図)

## 住居の確保等の施策の効果

### ○ 仮釈放率が向上

(平成23年) 51.2% → (令和元年) 58.3%

### ○ 適当な帰住先がない満期釈放者が減少

(平成23年) 6,617人<sup>\*</sup> → (令和元年) 3,380人

※ 当時の統計には、一部に親類縁故者の許に含まれない自宅に帰住した者が計上されている。

### (参考) 刑務所出所者の2年以内再入率

(平成23年出所者) 19.4% → (平成30年出所者) 16.1%

## 以上のデータから読み取れること・・・

### ○ 仮釈放による再犯防止効果は高い。

- ・仮釈放者と満期釈放者とでは、出所後の予後が大きく異なる。  
→出所後5年までの期間、出所後10年までの期間のいずれで見ても、刑務所に再入所する者の割合に20ポイント以上の開きがある。
- ・釈放後の一定期間、保護観察による指導監督・補導援護を行うことにより、社会生活へのソフトランディングが図られ、再犯の防止につながる。

### ○ 適切な帰住地のない刑務所出所者が相当数いる。

- ・相当数の受刑者が、適切な帰住地を得られないまま、刑務所を満期出所している（出所後の住居が確保されていない者は、仮釈放の機会を与えられず、保護観察に付されない。）。
- ・刑務所再入所者のうち、前刑時に適切な帰住先がないまま満期出所した者の約6割は、不安定な生活状況の中で再犯に至っている。

→ 再犯防止のためには、出所後の住居を確保して、仮釈放となる者を増やすとともに、適当な住居がないまま満期釈放となる者を減らすことが不可欠

## 住居のない刑務所出所者等の受け皿

### ○ 更生保護施設

- ・更生保護事業を営むことを目的として設立された更生保護法人等が運営(全国103施設, 東京都内19施設)
- ・施設ごとに, 入所者の性別, 成人・少年ごとの定員が定められている。
- ・補導職員等が常駐し, 入所者の社会復帰・自立に向けた指導を実施。
- ・保護観察所からの委託を受け, 入所者の特性を踏まえた生活指導や専門的処遇, 福祉機関との連絡調整, 退所後のフォローアップ等に積極的に取り組んでいる。

### ○ 自立準備ホーム

- ・刑務所出所者等の緊急的な宿泊場所として, NPO法人, 社会福祉法人等が管理する施設の空きベッド等を活用(あらかじめ保護観察所に登録。東京都内24法人45施設)。
- ・保護観察所からの委託を受け, 食事の提供や生活指導を実施。

# 再犯防止施策における取組

## 再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

- 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実
- 更生保護施設等の一時的な居場所の充実
- 地域社会における定住先の確保

## 再犯防止推進計画加速化プラン

（令和元年12月犯罪対策閣僚会議決定）

- 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- **満期釈放者に対する受け皿等の確保**
  - ・就労支援、職場への定着支援（住み込み就労が可能な協力雇用主）
  - ・**居住支援法人との連携**
  - ・福祉サービスの利用支援（福祉施設）
  - ・公営住宅等の居場所の確保
- 満期釈放者の相談支援等の充実
  - ・更生保護施設を退所した者に対する継続的な相談支援
  - ・更生緊急保護の申出をした者に対する継続的支援



# 満期釈放者対策のイメージ

刑務所出所者の  
の申出が必要

生活環境  
の調整

仮釈放  
(保護観察)

仮釈放期間満了  
満期釈放

更生緊急保護  
(釈放～6月)

入 所

再犯防止  
社会復帰

- ①●●●に帰りたい・・・
- ②▲▲の更生保護施設に入りたい・・・



受刑者の希望

- ①適当な帰住先を確保し、仮釈放につなげたい。
- ②満期釈放を見据えて、帰住先の調整を続ける。



保護観察官

親族の許

知人・雇用主の許 → 自立・単身生活

住み込み就労

就職開始まで一時滞在

更生保護施設

満期釈放 → 自立準備ホーム

住居確保まで一時滞在

満期釈放 → 居住支援法人と連携した  
住居の確保

特別調整 → 医療・福祉サービス

# 居住支援法人との連携

## 支援対象者

- 適切な住居が確保されないまま、満期釈放された者又は刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者(起訴猶予等)

## 支援の要件

- 支援対象者が居住支援法人の支援を希望していること。
- 賃貸物件等での単身生活が可能である者

## 支援の概要

- 物件の情報提供にかかる支援
- 自立した生活の準備にかかる支援
- 賃貸契約債務保証の活用, 定住後の生活にかかる見守り等の支援